

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 土地改良事業の施行認可
- 海岸保全区域の指定
- 海岸保全区域の指定の一部改正
- 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更

【公告】

- 県営土地改良事業の工事完了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " " "
- " " "
- " " "
- 警備業法に基づく講習

【公安委員会】

- 環境管理課
- 長寿社会課
- 耕地課
- 防災砂防課
- "
- 港湾課
- 耕地課
- 建築指導課
- " " "
- " " "
- 生活安全企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 日本綿布株式会社

住所 井原市東江原町1076番地

氏名 代表取締役社長 川井 眞治

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日本綿布株式会社

所在地 井原市東江原町1076番地

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (28)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (29)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (33)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (34)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (35)		
能 力	20 k g / 回		100 k g / 回		200 k g / 回		50 k g / 回		1 反10 k g のとき 2 反 / 回 2 反 5 k g のとき 4 反 / 回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続6.5時間		同左		同左		同左		同左		
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.3	0.5	1	1.5	2	3	0.4	0.6	0.6	1
	p H	7~12	7~12	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	800	1,400								
	C O D (mg/L)	1,150	2,000								
	S S (mg/L)	80	200								
	油 分 (mg/L)	50	150								
	T - N (mg/L)	10	30								
T - P (mg/L)	1	3									

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

区 分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設		
種 類	19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (36)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (37)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (38)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (39)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (40)		
能 力	50 k g / 回		100 k g / 回		2 k g / 回		2 k g / 回		4 k g / 回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		同左		同左		同左		同左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設		同左		同左		同左		同左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		同左		同左		同左		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続6.5時間		同左		同左		同左		同左		
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.3	0.5	0.4	0.6	0.02	0.05	0.02	0.05	0.04	0.1
	p H	7~12	7~12	同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	800	1,400								
	C O D (mg/L)	1,150	2,000								
	S S (mg/L)	80	200								
	油 分 (mg/L)	50	150								
	T - N (mg/L)	10	30								
	T - P (mg/L)	1	3								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

区	分	新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (41)		19-ト 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供する染色施設 (42)		19-リ 紡績業又は繊維製品の 製造業若しくは加工業 の用に供するのり抜き 施設 (26)		同左	
能	力	4 k g / 回		30m / 分		のり抜き440 k g / 回 湯洗のみ655 k g / 回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続6.5時間		連続4時間		連続6.5時間		連続3.84時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.04	0.1	2	3	35.79	71.58	35.79	38.00
	p H	7~12	7~12	同左		5~9	5~9	同左	
	B O D (mg/L)	800	1,400	200	500	450	500		
	C O D (mg/L)	1,150	2,000	200	500	550	550		
	S S (mg/L)	80	200	50	150	50	70		
	油 分 (mg/L)	50	150	10	30	20	30		
	T - N (mg/L)	10	30	同左		30	40		
	T - P (mg/L)	1	3			20	30		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	30				同左				
種 類 及 び 型 式	浮選凝集式 RN-1200-3				同左				
構 造	鉄筋コンクリート他				同左				
主 要 寸 法	ばっ気槽：L 20,000mm × W 5,000mm × H 3,000mm 浮選凝集処理：L 6,030mm × W 2,300mm × H 3,010mm				同左				
能 力	25m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	浮選凝集式				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続8～12時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理前及び汚水の状態及び通常量の最大値並びに当該汚水等の処理後汚染値並びに通常量の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	162.22	224.44	162.22	224.44	199.5	299	199.5	299
	p H	5～5.9	5～5.9	6～8	6～8	同左			
	BOD (mg/L)	100	180	30	60				
	COD (mg/L)	120	240	60	120				
	S S (mg/L)	30	80	10	20				
	油 分 (mg/L)	5	20	3	10				
	T-N (mg/L)	3.3	5	3.3	5				
T-P (mg/L)	0.43	1	0.43	1					

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	31				同左				
種 類 及 び 型 式	活性汚泥処理 半地下角型				同左				
構 造	ばっ気槽：鉄筋コンクリート製 2基 沈殿槽：鉄装 1基				同左				
主 要 寸 法	ばっ気槽：L 3,500mm×W 3,000mm×H 4,700mm 2基 沈殿槽：φ 3,000mm×H 2,500mm 1基				同左				
能 力	50m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	長時間ばっ気活性汚泥処理方式				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続0～24時間				同左				
使用時における当該施設及び処理前及び汚水の状態及び通常量の最大値並びに通常量の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	37.28	74.56	37.28	74.56	35.79	38.00	35.79	38.00
	p H	5～9	5～9	6～8	6～8	同左			
	B O D (mg/L)	450	500	30	60				
	C O D (mg/L)	550	550	60	120				
	S S (mg/L)	50	70	10	20				
	油 分 (mg/L)	20	30	3	10				
	T-N (mg/L)	30	40	20	30				
T-P (mg/L)	20	30	5	7					

(5) 排水口に関する事項
雨水排水口No. 11を移設する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年9月22日から同年10月13日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

◎岡山県告示第四百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム作東寮

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

美作養護老人ホーム組合

2 所在地

岡山県美作市川北一〇八九

三 廃止年月日

平成二十九年九月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇一六四

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

◎岡山県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名	工種
西七区5号舗装	農道舗装
東畦21樋門	かんがい排水
内尾排水樋門	〃
錦沖4南2	〃
錦沖3樋門	〃
錦沖1南樋門	〃
錦六区縦1-3樋門	〃
鞆津川中川北樋門	〃
西七区支線16号	〃
西七区支線82号	〃
沖1-2丁目樋門	〃
西谷川丘2交差東樋門	〃
片岡浜1番川	〃
片岡浜4番川	〃
宗津東町5番川2	〃
宗津西町3番川	〃

三 認可年月日

平成二十九年九月十四日

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

◎岡山県告示第四百七十二号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 後閑西海岸海岸 保全区域 （延長780m, 方位 真北）	基点1から基点13までを順次に結んだ線、基点13と補助点12を結んだ線、補助点12から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域並びに基点14から基点18までを順次に結んだ線、基点18と補助点14を結んだ線、補助点14と補助点13を結んだ線及び補助点13と基点14を結んだ線により囲まれた区域 基点1 岡山県玉野市後閑1726番2及び同市山田4075番の国土地理院三等三角点「後閑」（北緯34° 32′ 09″ 6329, 東経133° 59′ 06″ 2806）から165° 03′ 33″ の方向へ距離583.109mの地点 基点2 基点1から282° 23′ 07″ の方向へ距離122.814mの地点 基点3 基点2から298° 33′ 25″ の方向へ距離63.174mの地点 基点4 基点3から282° 21′ 31″ の方向へ距離79.270mの地点 基点5 基点4から299° 35′ 59″ の方向へ距離47.036mの地点 基点6 基点5から291° 35′ 16″ の方向へ距離42.587mの地点

基点7 地点	基点6から	276° 24' 46"	の方向～距離	36.207mの
基点8 地点	基点7から	5° 53' 05"	の方向～距離	1.473mの
基点9 地点	基点8から	275° 51' 15"	の方向～距離	52.679mの
基点10 地点	基点9から	187° 24' 11"	の方向～距離	19.294mの
基点11 地点	基点10から	277° 25' 19"	の方向～距離	37.786mの
基点12 地点	基点11から	279° 50' 34"	の方向～距離	10.372mの
基点13 地点	基点12から	288° 50' 33"	の方向～距離	129.750mの
補助点1 地点	基点1から	192° 24' 50"	の方向～距離	34.000mの
補助点2 地点	基点2から	200° 42' 38"	の方向～距離	34.294mの
補助点3 地点	基点3から	199° 49' 32"	の方向～距離	34.403mの
補助点4 地点	基点4から	199° 59' 08"	の方向～距離	34.671mの
補助点5 地点	基点5から	208° 28' 02"	の方向～距離	34.247mの
補助点6 地点	基点6から	192° 39' 55"	の方向～距離	34.416mの
補助点7 地点	基点7から	185° 51' 11"	の方向～距離	34.527mの
補助点8 地点	基点9から	144° 10' 05"	の方向～距離	48.206mの

補助点9 地点	基点10から 148° 16' 41" の方向～距離	38.216mの
補助点10 地点	基点10から 177° 33' 52" の方向～距離	36.546mの
補助点11 地点	基点12から 190° 17' 59" の方向～距離	36.477mの
補助点12 地点	基点13から 198° 40' 17" の方向～距離	36.000mの
基点14	岡山県玉野市後閑1726番2及び同市山田4075番の国土 地理院三等三角点「後閑」から236° 15' 20" の方向～ 距離626.597mの地点	
基点15 地点	基点14から 279° 14' 04" の方向～距離	116.902mの
基点16 地点	基点15から 9° 42' 56" の方向～距離	4.053mの
基点17 地点	基点16から 4° 54' 16" の方向～距離	3.275mの
基点18 地点	基点17から 279° 40' 37" の方向～距離	19.834mの
補助点13 地点	基点14から 190° 07' 55" の方向～距離	33.010mの
補助点14 地点	基点18から 189° 59' 47" の方向～距離	40.452mの

◎岡山県告示第四百七十三号

昭和四十三年岡山県告示第九十九号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表一後^{ゴカン}閑西海岸の項を削る。

◎岡山県告示第四百七十四号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、笠岡港臨港地区に係る商港区及び工業港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課において縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔四一七〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
赤磐(下万吉農道)	農道	二九・二・二七
〃(尾谷農道)	〃	〃

〔四一八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字高田二二七―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島長尾八〇―一レジデンスヒロB―二〇五

武縄 恒好

総社市金井戸二五四

武縄伊知子

三 許可番号

岡山県指令建指第九七号

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

〔四一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字池坂五一七一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

津山市高野本郷一二七九一一一リファインドパレス一〇一

山田 正義

三 許可番号

岡山県指令建指第一二四号

平成29年9月22日 岡山県公報 第11925号

〔四二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二二九一―一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三八六―二アンティム二〇一

小田 達也

三 許可番号

岡山県指令建指第一三二二号

〔四二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年九月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二六―六、六二六―七、六二六―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島一九一〇―一エクセレンス早島A一〇二号室

岡野 真幸

岡野 舞

三 許可番号

岡山県指令建指第一二〇号

◎岡山県公安委員会告示第四百十七号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年九月二十二日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務	平成二十九年十二月十二日（火曜日）及び同月十三日（水曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

(ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年十月二十三日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。